

諫早市監査委員告示第8号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年7月29日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	岩	竹	洋一

令和7年度随時監査(工事監査)結果及び措置状況

年度	監査区分	部局課室等	工事名	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R7	工事 監査	河川課	普通河川唐比川河川改修工事(R7-1)	【指導事項】 契約事務における設計積算確認については令和2年11月16日付2諫契第448号「契約事務適正化(設計積算確認等)の徹底について」等により度々注意喚起が行われている。 本工事において、入札時の予定価格及び最低制限価格の算出根拠となる設計金額に誤りがあったことが契約締結後に判明し、入札結果に影響を及ぼすものであったことから、工事請負契約書第48条第1項の規定に基づき工事請負契約の解除を行う事例が見受けられた。 このことは、市政への信頼を著しく損なう事態であるので、再発防止の徹底に努められたい。	令和8年3月9日	① 積算業務に従事する部署において、間違いやすい事例を踏まえた設計時のチェック要領(ヒヤリハット)を作成し、職員間で共有を図り、再発防止の徹底に努める。 ② 設計書作成にあつては、設計図書と積算データの照合の徹底、最新の積算基準や単価などの確認の徹底を図るとともに、複数人による組織的なチェックの強化を徹底し、再発防止に努める。